

第1表 小学校指導時間配当表

教科等の区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
教	国語	210 (6)	210 (6)	210 (6)	245~120 (7~6)	245~210 (7~6)	245~210 (7~6)
	社会	105 (3)	105 (3)	140 (4)	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	算数	140 (4)	175 (5)	175 (5)	175~210 (5~6)	175~210 (5~6)	175~210 (5~6)
	理科	105 (5)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	140 (4)	140 (4)
	音楽	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	図画 工作	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
	家庭	—	—	—	—	70 (2)	70 (2)
	体育	105 (2)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	(小計)	805 (23)	840 (24)	875 (25)	495 (27)	1,015 (29)	1,015 (29)
	科	道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
その他		—	—	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
(小計)		35 (1)	35 (1)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)
(合計)		840 (24)	875 (25)	945 (27)	1,015 (29)	1,085 (31)	1,085 (31)

第2表 中学校指導時間配当表

教科等の区分		学年		
		1	2	3
教	国語	175 (5)	175 (5)	140~175 (4~5)
	社会	140 (4)	140 (4)	175~140 (5~4)
	数学	140 (4)	105~140 (3~4)	105~140 (5~4)
	理科	105~140 (3~4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	70(2)
	図画 工作	70(2)	70(2)	70(2)
	保健 体育	105(3)	105(3)	105(3)
	職業・家庭	105~140 (3~4)	105~140 (3~4)	105~140 (3~4)
	(小計)	945(27)	945(27)	945(27)
	科	外国語	140(4)	140(4)
職業・家庭		140~105 (4~3)	140~105 (4~3)	140~105 (4~3)
その他の教科 (生徒1人当小計)		35(1) 140(4)	35(1) 140(4)	35(1) 140(4)
(合計)		1,155 (33)	1,155 (33)	1,155 (33)
特別 教育 活動	道徳	35(1)	35(1)	35(1)
	その他	35(1)	35(1)	35(1)
	(小計)	70(2)	70(2)	70(2)

備考(第1, 2表共通)

1. 本表は、小中学校における教育課程の内容を、A教科、B教科以外の活動(特別教育活動)C学校行事の三領域に分けた場合のA、Bについて、その指導時間数を示したものである。
2. 本表の時間数は、年間の標準を示したものである。ただしカッコ内の数字は、年間の実習指導週数を35週とした場合の、週当り指導時間数を示したものである。
3. 1単位時間は、小学校では45分、中学校では50分とする。特に1単位時間を45分(小学校)50分(中学校)未満として指導する場合は、年間を通じての不足時間を補わなければならない。
4. 「教科以外の活動」(「特別教育活動」)中の「道徳」については別途通知する。
5. 「教科以外の活動」(「特別教育活動」)中の「その他」には従来行われていた学級(ホーム・ルーム)としての話し合いや活動、児童会(生徒会)についての話し合い、クラブ活動等をふくむものとする。
6. 学校行事等(「1」のC)の指導には本表以外の時間をあてるものとする。ただし、負担過重等の弊を生じないように処置されたい。
7. 各学校においては、本表の時間配当を標準とするとともに、各学校の実態に応じた合理的な計画をたてるようにされたい。

B 教育課程の改訂について

教育課程の国としての基準は、①学校教育法施行規則と②学習指導要領とによって示されているが、①については昭和33年8月28日付で一部改正、②については同年10月1日付で官報に告示された。

この施行期日は、道徳は9月1日から、その他は、小学校は昭和35年度末に、中学校は昭和36年度末まで、別に定めるもののほか現行の学習指導要領によることになった。

なお、教育課程の改訂について、文部省主催の趣旨徹底講習会が秋田市(小学校11月)・花巻市(中学校12月)で開催され、本県からは、小学校152名、中学校77名が参加して指導をうけた。さらにこの参加者を指導者として、各出張所、各自主的研究団体などの自主的な計画による伝達講習会が、第2学期から第3学期にかけて、各地で活発に行われた。

C 小学校の教育課程の移行措置について

「B」で述べたように、改訂された学校教育課程の基準は、昭和37年4月から全面的に実施される。ところで、昭和34・35年の両年度は移行措置を行うことになり、この旨が昭和34年2月6日付文部事務次官通達をもって指示された。

そこで、県教委としては「小学校の教育課程に関する移行措置資料」を編集発行し、各学校が具体的な計画をたてる場合の参考に供した。(34・3・25発行)